

郡上市ふるさと寄附金に伴う返礼品募集要項

1. 郡上市のふるさと納税について

郡上市では、ふるさと納税制度を活用した「郡上市ふるさと寄附金（以下「ふるさと寄附金」という。）」として、持続可能な地域づくりのために全国の皆さまからご寄附をいただいています。ふるさと寄附は、窓口や郵便でのお申し出のほか、インターネットのふるさと納税サイトでも寄附いただくことが可能で、年々件数や金額が増加し続けています。

なお、本市へ一定額以上のふるさと寄附をしてくださった方（市外在住者の方限定）への感謝の気持ちとして、お礼の品（以下「返礼品」という。）をお贈りしています。

2. 募集の目的

ふるさと寄附金による本市への寄附の促進と、返礼品を活用した地域資源の情報発信、販路拡大等に伴う地元経済の活性化を目指し、返礼品として提供する商品や体験等のサービスを募集します。

3. 募集の要件

(1) 返礼品提供事業者（以下「事業者」という。）

- ① 事業所（本社（本店）、支社（支店）、工場等）を郡上市内に有する法人、団体又は個人事業者であること。（ただし、市内で生産された農産物等を主な原料として加工・製造等を行う市外の事業者も対象とする場合がある。）
- ② 市税の滞納がないこと。
- ③ 代表者等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等又は暴力団の構成員等と綿密な関係を有するものでないこと。
- ④ 発注に対し、発注書の受付及び返礼品の発送を行うことができる体制が整っていること。

(2) 返礼品

- ① 平成31年4月1日付け総務省告示第179号の第5条の総務大臣が定める基準をはじめ、その他総務省や岐阜県が示す基準等を満たすものであること。
- ② 本市の魅力を発信し、交流人口の拡大や地域産業の振興につながるものであること。
- ③ 体験等のサービスを提供する場合には、原則として有効期限を発行日から1年以上設定すること。
- ④ 安定した品質及び供給が見込めるものであること。
- ⑤ 受注後、速やかに発送又は提供できるものであること。
- ⑥ 金銭類似性の高いものや資産性の高いものでないこと。
- ⑦ 飲食物については、寄附者への返礼品到着後、一定程度の賞味期限及び消費期限が確保されるものであること。

- ⑧ 生産者・製造者以外の事業者が返礼品として提案する場合、郡上市ふるさと寄附金の返礼品とすることについて、当該返礼品の生産者・製造者の同意を得ていること。

※ 返礼品は、「単品」、「詰合せ（セット品）」のいずれも可とします。

(3) 返礼品の金額区分と寄附額の目安について

返礼品の提供価格に見合った商品や体験等のサービスをご提案ください。返礼品提供価格は、ふるさと納税制度に基づき寄附金額の3割以下とし、商品代金のほか消費税や梱包資材費、梱包手間代を含みます。なお、送料は返礼品提供価格には含まれません。

寄附金額の目安	返礼品提供価格（消費税・梱包資材費・梱包手間代を含む、送料は別）
10,000円	3,000円以下
15,000円	4,500円以下
20,000円	6,000円以下
25,000円	7,500円以下
30,000円	9,000円以下
35,000円	10,500円以下
40,000円	12,000円以下
45,000円	13,500円以下
50,000円	15,000円以下
55,000円	16,500円以下
60,000円	18,000円以下

※ 上記の金額区分以外の価格の商品も取り扱うことが可能ですので、ご相談ください。

※ 寄附金額は、総務省の定めるふるさと納税全体の経費の上限等を鑑みて、返礼品提供価格に応じて市が決定します。（返礼品金額に対して、3割ちょうどの寄附額に設定されるとは限りません。）

4. 応募方法

新規返礼品の登録当たっては、返礼品の内容に応じて、以下の書類を提出してください。

※様式やフォーム等の掲載先は、この要項の最終ページを参照してください。

(1) 返礼品ごとに作成が必要なもの

- ①郡上市ふるさと寄附金 返礼品申込書（様式1）

Word ファイル・excel ファイル・web 登録フォームのいずれかで作成

- ②返礼品の付加価値基準における証明表（製造加工品のみ）（様式2）

- ③商品やサービスの写真（画像データ）

- ④商品やサービスのパンフレット等参考資料（任意）

(2) 郡上市で初めて返礼品登録する事業者(2回目以降は不要)

①ふるさと寄附金における返礼品提供に関する誓約書(様式3)

②確認事項調書(様式4)

Wordファイル・web登録フォームのいずれか

5. 市の委託業者について

郡上市では、ふるさと納税の促進を図るため、返礼品の発注や配送管理、ポータルサイトの運営などの業務について、民間事業者のスキルを活用し効率的かつ効果的に運用するため、以下のとおり各社へ委託しています。

新規の事業者は、これらの「委託業者」と返礼品の提供にかかる契約を締結する必要があります。(締結の方法は委託業者によって異なります。)

原則すべてのサイトに掲載可能であることを前提としますが、生産数量が少ないなど合理的な理由があり、掲載サイトを限定したい場合はその旨申し出てください。

【表1 委託業者と対象サイト一覧】

	委託業者名	対象サイト(令和7年10月時点)
①	(株)ヒダカラ	楽天・ふるさとチョイス・ふるさと納税百選・Amazon 等
②	(株)アイモバイル	ふるなび
③	(株)さとふる	さとふる

6. 選考と掲載開始に要する期間

(1) 選考

提出された申込書の内容について、本市のふるさと寄附者に対する返礼品として適当と認められるかを総合的に判断し選考します。

※ 要件に適合するものとして応募された場合であっても、国や市が返礼品として適当でないと判断した場合は、返礼品として採用しない場合があります。

※ 選考が認められた場合であっても、国の示す地場産品基準等が変更になったことにより、返礼品としての取り扱いを停止する場合があります。

(2) 掲載開始に要する期間

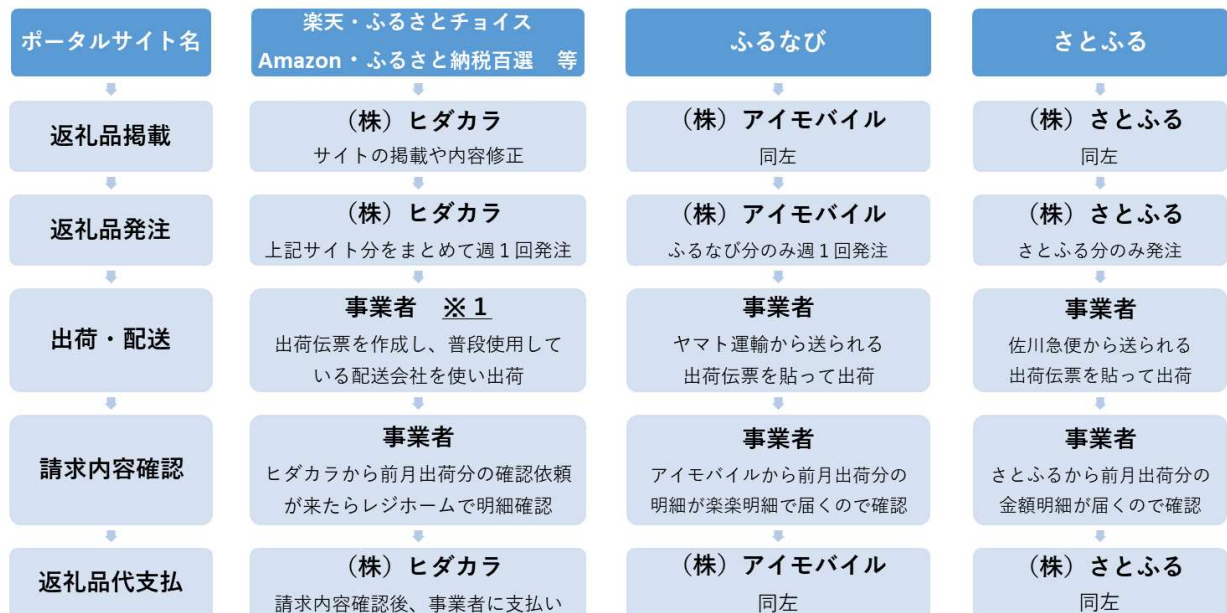
新規の返礼品は、市で選考後、総務省へその内容を提出して地場産品基準に適合するものとして承認されたのちに、募集サイト等での掲載開始となります。返礼品の提案は随時受け付けますが、総務省への提出は四半期に一度しか提出することができません。

書類提出のタイミングによって、掲載開始までに3~6か月を要しますので、出荷する季節が限定されるものは、余裕を持って申し込みを行ってください。

7. 返礼品発注や支払いの流れ

委託業者によって、出荷や請求内容確認の方法が異なります。

送料については、指定する方法で出荷したものは、委託業者がまとめて配送業者に支払うので、返礼品事業者が支払うことはありません。（一部例外はあります。）



※1 送料集約の契約を結んでいる「ヤマト運輸」「日本郵便」「佐川急便」をご利用の場合でも、集約対象外の発送拠点や発送方法の場合は事業者立替とし、送料は品代と一緒に支払います。

※2 宿泊や体験返礼品のみ扱うポータルサイトも導入していますので、対象事業者の方は市へご相談ください。

8. 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」及び関係法令を遵守してください。

寄附者の個人情報は、発注を受けた返礼品の発送を行うこと以外の目的に使用することはできません。

9. 損害賠償

事業者に、虚偽の申請、遵守すべき法令等違反、もしくは契約内容に適合しない返礼品の提供を行う債務不履行等の事由があった場合、それにより本市に損害（ふるさと納税に係る指定制度の解除等を含む）を与えた場合、本市は当該事業者に対して、生じた損害の賠償を請求することができるものとします。

10. その他留意事項

- (1) 事業者は、返礼品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、顛末について必ず市へ報告してください。なお、商品に関する品質等による保証やクレーム対応については、市は一切の責任を負いません。
- (2) 事業者は、返礼品の発送に遅延や事故等の問題が発生した場合、又は申込書の記載事項の変更をする場合は、速やかに市に報告してください。
- (3) 申込書の記載内容に変更や虚偽があった場合、採用した返礼品が本要項3に定める要件に適合しなくなると市が認める場合、返礼品の採用を取り消します。
- (4) 食品を返礼品として取扱う事業者は、食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類の整備や保存を行うとともに、本市からの実地の調査・確認に応じなければなりません。
- (5) ふるさと納税や郡上市のPRチラシやパンフレット等を市が返礼品に同封を求めた場合は協力してください。
- (6) 民間のふるさと納税ポータルサイト等への返礼品の掲載順は、市が決定します。

【問い合わせ及び応募先】

郡上市 市長公室企画政策課 ふるさと寄附担当

〒501-4297 岐阜県郡上市八幡町島谷228

TEL: 0575-67-1844、FAX: 0575-67-1711

Email: kikaku@city.gujo.lg.jp

※本要項5の【表1】に記載の委託業者と相談・調整の上で新たな返礼品の書類を整えた場合は、委託業者を経由した資料の提出を可とします。

様式やフォームの掲載先

- (1) 様式データ掲載先 (word や excel で作成される方)

<https://www.city.gujo.gifu.jp/life/detail/post-1156.html>

- (2) フォームから登録する場合の掲載先



【返礼品情報登録フォーム】商品の種類によって登録フォームが異なります。

- ① 返礼品登録フォーム (食品・農作物) <https://logoform.jp/form/SVsW/1068983>
- ② 返礼品登録フォーム (体験) <https://logoform.jp/form/SVsW/1064343>
- ③ 返礼品登録フォーム (食品・農作物・体験以外)
<https://logoform.jp/form/SVsW/1068956>

【新規事業者のみ登録必要】

- ④ 事業者基礎情報登録フォーム (様式4 確認事項調書にあたるもの)
<https://logoform.jp/form/SVsW/1185287>

※①～④のフォームについても上記QRコードのページから入ることができます。